

令和3年度事業計画書

公益社団法人全日本トラック協会

〔Ⅰ〕策定基調

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、戦後最大の経済の落ち込みに直面し、依然として厳しい状況にあるが、一方で、持ち直しの動きもみられつつある。

政府は、デジタル化の推進をはじめ不妊治療への保険適用、携帯電話料金の引き下げなど三大目標をかかげ、それらを含む諸課題に集中的に取り組み、デジタル社会の実現を目指すとともに、今後は、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会をつくり、改めてデフレ脱却と経済再生を確かなものにするとしている。

こうした状況の中で、「国民生活と経済のライフライン」としての重要な役割を担うトラック運送業界は、新型コロナウイルス感染症に係る対応をはじめとし、貨物自動車運送事業法改正に伴う「標準的運賃の更なる浸透」に取り組むとともに、トラック運送業界に課せられた公共的な使命の達成に向けて全力を傾注しているところである。

については、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和3年度事業として下記に示す最重点施策及び重点施策として12本の柱を立て、諸活動を積極的に展開していくこととする。

【最重点施策】

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策等の推進
- (2) 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進
- (3) 「働き方改革」の実現に向けた対策の推進
- (4) 人材確保対策の積極的な推進
- (5) 交通及び労災事故の防止対策の推進
- (6) 高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- (7) 新技術を活用した物流の効率化等の推進

【重点施策】

- (1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- (2) 燃料対策等の推進
- (3) 環境・省エネ対策の推進
- (4) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底
- (5) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

〔Ⅱ〕事業計画

【最重点施策】

(1) 新型コロナウイルス感染症対策等の推進

①新型コロナウイルス感染症対策等の推進

- ・国民生活と経済を支える持続的な物流の確保を図るため、トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインの周知徹底を図る。
- ・資金繰りや雇用対策等経営支援に対する諸課題について、関係先に要望するなど適切に対処する。
- ・コロナ禍における小規模事業者の実態を把握し、現在議論が行われている関係委員会の検討結果を踏まえた経営基盤強化対策を推進する。
- ・今後の新型コロナウイルス感染状況や政策執行のあり方及びトラック事業の影響等諸状況を十分踏まえつつ、適時適切な対応を図る。

(2) 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透等による適正な運賃・料金收受の推進

①改正貨物自動車運送事業法の周知徹底

- ・改正貨物自動車運送事業法については、令和6年度よりドライバーの時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、引き続き事業者が遵守すべき事項等の周知を図り、事業者の法令違反の原因となる不適正な荷主企業等に係る情報収集を行うなど、荷主の理解を深めるよう行政と情報の共有化を図る。

②働き方改革への対応に向けた「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正運賃・料金の收受

- ・内容や届出に係る周知を図り、積極的な活用を促進するための諸施策を展開する。
- ・荷主等に対して「標準的な運賃」がトラック運送業界の健全な発展のために必要な制度であることについて積極的に周知活動を行う。
- ・原価意識の強化及び適正運賃收受に繋がるセミナー等を開催し、業界の指標となる経営分析報告書の作成と個別企業に対する経営診断助成を行う。

③その他

- ・求荷求車情報ネットワークの成約運賃を指数化し、荷主業界、トラック運送業界に公表する。
- ・物流施設の整備、荷役機械の購入、激甚災害を受けた場合の経営安定等に対する近代化基金融資を推進し、当該関係利子補給を行う。
- ・各都道府県信用保証協会のセーフティネット等を受ける際に支払う保証料の助成事業を行う都道府県トラック協会に対して補助を行う。

(3) 「働き方改革」の実現に向けた対策の推進

①長時間労働の是正及び取引環境の改善等働き方改革関連法への適切な対応

- ・国土交通省及び厚生労働省と連携を図り、中央及び都道府県の協議会が引き続き適確に運営されるよう、都道府県トラック協会と関係情報を共有し、地方協議会における広報活動や都道府県トラック協会間の意見・情報交換等の取り組みを支援する。

- ・「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」等の活用を通じて、時間外労働の上限規制等働き方改革関連法の内容や対応策を周知し、働き方改革関連法への対応状況等を把握する。
- ・「同一労働・同一賃金」について、セミナー等を通じて、判例を踏まえた考え方や必要な対策等の周知徹底を図る。
- ・トラックドライバー等の賃金や労働時間等の実態を把握し、諸施策や要望活動等に対応する。
- ・職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」し、求職者の運転者への就職を促進することを目的とした「運転者職場環境良好度認証制度」の取得促進を図る。

②改善基準告示の見直しに向けた対応

- ・改善基準告示の見直しに向けて、トラックドライバーの労働時間の実態やトラック運送事業者の改善基準告示への対応状況を把握する。
- ・厚生労働省に設置された「自動車運転者労働時間等専門委員会」に積極的に対応し、必要に応じて関係行政機関等と適切な情報交換等を行う。

③ホワイト物流推進運動など荷主との連携による生産性向上に向けた取り組みの実施

- ・「ホワイト物流」推進運動や「取引環境と長時間労働改善に向けたガイドライン」について、荷主やトラック運送業界に引き続き周知を行い、普及促進を図る。
- ・国土交通省に設置された輸送品目別の懇談会におけるガイドラインを周知するなど、荷主とトラック運送事業者との連携による生産性向上に向けた取り組みに積極的な対応を図る。
- ・パレット化の促進及び規格統一化等について検討を進め、その対策について普及を図り生産性向上に努める。

(4) 人材確保対策の積極的な推進

①高校新卒者等の採用促進のためのインターンシップを含む総合的な対策の策定及び実施

- ・インターンシップ登録サイトの充実、インターンシップ実施事業者への支援を図り、高等学校等へのインターンシップ活用の周知を行い、高校生等に対する業界への採用促進を図る。
- ・準中型免許取得、5トン限定準中型免許限定解除に係る費用に対する支援を行い、若年ドライバーの確保を図る。

②女性、高齢者及び若年層の採用等を含めた労働力確保及び育成・定着対策の推進

- ・トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年者、女性及び高齢者を含めた採用活動、採用後の労務管理等のマニュアルを作成、人材確保セミナーを通じ事業者への支援を図る。加えて、労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的なPR方策を展開する。
- ・厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」の推進により、就職氷河期世代の運転免許取得を支援し、トラックドライバー確保の促進を図る。

③事業後継者等の育成

- ・将来のトラック業界を担う優秀な人材を育成するため、物流経営士の認定、研修及び中小企業大学校講座受講を促進する。
- ・社会貢献活動や他業種青年組織との交流を通じて、事業後継者並びに青年経営者の育成を図る。また青年経営者等の先進的な事業取り組みに対する支援を行う。
- ・女性の職業生活における活躍を推進するため、女性部会において、実務に即した研修事業及び社会貢献活動等を実施し、女性の採用・育成・定着に有効な施策の検討を行う。
- ・事業承継の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む中小事業者への支援を行う。

④運転免許制度等に係る諸課題への対応策の検討

- ・運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係わる課題について対応策を検討し、女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。
- ・19歳でも大型免許等の取得が可能となる特例教習制度の早期施行と併せ、AT限定運転免許制度に関し、普通車以外の車種へのAT限定免許範囲の拡大について適切に対処する。

⑤外国人労働者の活用に向けた対応策の検討

- ・外国人労働者の活用に向け、運転に加え荷役、検品等専門性の高い作業を包含した一連の作業を総合的に考慮した業務として技能実習2号移行対象職種となるよう、自民党外国人労働者等特別委員会等に対し要望してきたが、引き続き関係機関等と調整し検討を進める。

(5) 交通及び労災事故の防止対策の推進

○交通事故防止対策

①事業用トラックによる交通事故実態の把握と要因分析及び事故防止対策の啓発

- ・事業用トラックを第一当事者とする交通事故件数等に関し、令和7年度までに達成すべき国が定める目標値について、都道府県（車籍別）毎の共通目標とし、事故防止対策の推進を図る。
- ・車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細に交通事故実態を分析・把握し、有効な事故防止対策を行う。
- ・交通事故実態に即した事故防止セミナー等を通じ、交通事故防止の意識の高揚をし、WEB版ヒヤリハット集など効果的な映像を活用した実践的なセミナーを実施する。
- ・ドライバー等安全教育訓練促進助成事業の対象施設の拡充を図り、ドライバー教育テキストを活用したトラックドライバーの初任運転者等に対する教育指導体制の強化等により、交通事故防止の実効性向上を図る。

②飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化

- ・全ト協が作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用し、運転者等に対するアルコール検知器の携行、酒気帯びの有無の測定方法及び測定結果の確実な報告等について指導を徹底し、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、飲酒運転根絶意識の向上を図る。

- ・飲酒運転根絶に向けた各都道府県の取り組み事例について情報の共有化を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取り組みを積極的に展開する。

③安全対策機器等の普及促進

- ・先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及拡大を図り、車両周辺の安全確認支援装置、アルコールインターロック装置など安全対策機器の導入促進を図る。

④高度なIT点呼システム等の普及拡大

- ・デジタル式運行記録計等の高度化に合わせ、ＩＴ機器等を活用した高度な点呼システムの普及および適用範囲の拡大を図る。
- ・輸送の安全体制の確保を前提として、ＡＩロボット等の点呼への活用など運行管理の効率化に取り組む。

⑤「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- ・運輸安全マネジメント評価制度見直し（最低車両台数の範囲拡大）について周知し、運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。

⑥駐車問題見直しへの対応

- ・貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しに伴う諸課題について情報収集に努め、必要に応じ、改善に向けた関係機関への働きかけを行う。

⑦全国トラックドライバー・コンテストの実施

- ・安全意識ならびに運転技能の向上を図るため「全国トラックドライバー・コンテスト」を実施する。

⑧トラックステーションの管理運営

- ・長距離運行トラックの安全運行確保を目的とした、トラックステーションの管理運営について、利用実態を踏まえた運営方法の見直しや施設の閉鎖・売却を行うなど運営の効率化を図りつつ、施設の経年劣化に応じた大・中規模の修繕を行い、利用者が快適に施設を利用できるよう計画的な保全及び運営に努める。
- ・トラックステーションにおけるアイドリングストップ並びにごみ不法投棄禁止の徹底を期すなど、業界のイメージ・アップを目指し環境啓発活動を推進する。

○労働対策

①過労死等防止対策の推進

- ・「過労死等防止計画」の具体的な行動計画に基づき、関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ・セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図り、過労死等防止対策を普及促進する。

②健康状態に起因する事故及びメンタルヘルス対策の推進

- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）スクリーニング検査に対する助成を行い、セミナー等を通じて、ＳＡＳ対策の普及・強化に努める。
- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナー等を通じ、健康起因事故防止対策を推進し、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策並びにメンタルヘルス対策を推進する。

- ・中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）について、導入・活用を推進する。

③労働災害防止対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第13次労働災害防止計画（2018～2022）を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- ・安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。

④フェリー利用等の推進に向けた対策

- ・北海道・九州～本州間等のフェリー利用等について、高速道路料金の割引に相当する助成制度の創設の要望など、フェリー利用等の推進に向けた対策の検討を行う。

（6）高速道路料金の割引の拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現

①大口・多頻度割引の実質50%以上割引への拡充

- ・経済が正常に回復するまでの間、以下の項目について、政府・与党等に対し要望活動を行う。
 - ・大口・多頻度割引の実質50%以上の割引の適用
 - ・阪神高速道路における車種間比率の激変緩和措置の延長

②高速道路料金の更なる割引の拡充

- ・高速道路料金の更なる割引について、以下の項目について、政府・与党等に対し要望活動を行い、「SDGs（持続可能な開発目標）の達成」や「グリーン社会の実現」を図る。
 - ・長距離逓減制割引の拡充
 - ・深夜割引適用時間帯及び割引率の拡充
 - ・本四高速におけるNEXCOと同様の割引制度導入

③「重要物流道路」の追加指定や機能強化の推進

- ・大型トラックがスムーズに走行できる環境の実現に向けて、重要物流道路の追加指定及び指定された区間の道路整備が早期完成・供用されるよう、国土交通省等に対し要望活動を行う。

④高速道路等ネットワークの積極的な整備推進及びミッシングリンクの解消

- ・トラック輸送ニーズに対応した、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、ミッシングリンクの解消や迂回可能なダブルネットワークの構築等、高速道路及び一般道路が連携した全国道路ネットワークの積極的な整備推進について、都道府県トラック協会や地元自治体等と連携し、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑤高速道路における暫定2車線の4車線化など安全対策及び渋滞対策の推進

- ・より安全に高速道路を利用し、輸送時間の短縮等高速道路の持つ効果が最大限に発揮されるよう、暫定2車線の4車線化などの安全対策及び渋滞対策の推進に向けて、都道府県トラック協会や地元自治体等と連携を図り、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑥SA・PA、道の駅における駐車スペースや休憩・休息施設の整備・拡充

- ・労働関係法令の遵守及び労働環境改善のために必要な施設として、SA・PA、道の駅における大型車又は特大車用の駐車スペースや、休憩・休息施設となる建屋内設備の整備・拡充、特にシャワー施設の設置箇所拡大について、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑦中継物流拠点の整備・拡充等による中継輸送の推進

- ・中継物流拠点（コネクトエリア）の設置箇所を拡大するよう、国土交通省等に対し要望活動を行う。

⑧道路通行及び車両に関する制度の簡素化及び規制緩和要望の推進

- ・車両制限令や道路運送車両の保安基準、道路交通法施行令について、各種規制の緩和、手続きの簡素化・迅速化等について改善方策の検討を進め、国土交通省や警察庁に対し要望活動を行う。
- ・特殊車両通行制度を早期に運用開始すること。また道路関連データのデジタル化の促進や利用しやすい手数料水準、手続きの負担感が小さく使い勝手のよいシステムの実現等の利便性向上策を講じるよう、国土交通省に対し要望活動を行う。

（7）新技術を活用した物流の効率化等の推進

①自動運転・隊列走行の対応

- ・国の先進安全自動車（ASV）推進計画及び隊列走行実現に向けた取り組みに参画し、より安全性の高い自動運転技術の普及等に取り組む。
- ・ドライバー不足や生産性向上等に資する自動運転・隊列走行など新技術を活用した物流の効率化等の推進について要望し、関係機関と検討を行う。

②IT化の推進並びに情報セキュリティ対策の対応

- ・中小トラック運送事業者を対象とした情報化支援諸施策を行う。また、先進活用事例や情報セキュリティ対策等を幅広く周知し、セミナーを開催するなどIT活用の推進を図り、事業者における人材不足や業務効率化に資するための生産性向上等を支援する。
- ・輸送効率向上とIT化を促進するため、求荷求車情報ネットワーク事業を支援する。

③物流DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・物流DXの推進により、デジタル化・機械化をはじめ、商慣行の見直しや標準化を推進し、物流・商流データの基盤を構築し生産性向上を目指す方向で検討が進められるとのことであり、関係行政機関等と情報交換を行い適切な対応を図る。

【重点施策】

(1) 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

①自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現

- ・自動車関係団体と連携を図り、政府与党等に対し要望・陳情活動を積極的に展開する。また、営業用トラックに対して新たな税負担となるような議論が生じた場合には、これを阻止するための要望・陳情活動を行う。

(2) 燃料対策等の推進

①自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資の実施

- ・自家用燃料供給施設に対する助成を実施し、助成を受けた給油施設のネットワーク化を行い、大災害等の際の緊急輸送時における燃料供給体制を整備する。
- ・軽油等燃料費対策および環境・省エネに対する重要性に鑑み、最新の燃費基準を達成した排出ガス規制適合車等の導入及び自家用燃料供給施設等の整備に必要な設備資金融資に対する利子補給を行う。

②石油製品価格動向調査の実施

- ・石油製品価格の動向を調査し、石油製品及び石油製品間の需給動向や価格の変動要因について分析を行い、対応策を検討する。

③燃料サーチャージ導入の積極的な促進

- ・「標準的な運賃」の告示において、別に定め収受することが明記されたことを踏まえ、更なる促進を図る。

(3) 環境・省エネ対策の推進

①新・環境基本行動計画の推進

- ・「新・環境基本行動計画」を踏まえ、先進環境対応車の導入の促進、車両の大型化等輸送の効率化、アイドリングストップの徹底等環境啓発活動を推進する。
- ・COP21で採択されたパリ協定を踏まえ閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づく温室効果ガスの排出抑制に取り組む。
- ・業界としての「SDGs」（持続可能な開発目標）への対応等新たな行動計画の方向性の検討結果を踏まえ、次期「環境基本行動計画」を策定する。

②エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入のための補助事業を促進する。
- ・エアヒーター、バッテリー式冷暖房装置等アイドリングストップ支援機器導入のための事業を実施する。

③環境対応車の普及促進

- ・環境対応車である天然ガス及びハイブリッドの導入を促進する事業を実施する。
- ・電気トラック、燃料電池（水素）トラックの導入における課題等の整理を行うなど、普及に向けた方策を検討する。

(4) 適正化事業等の推進による法令遵守の徹底

①巡回指導の充実強化による法令遵守の徹底

- ・巡回指導は、新規事業者、総合評価が低い事業者など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び頻度で行い、法令遵守の徹底について指導・啓発を図る。
- ・法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、巡回指導結果について、運輸支局等に適正化情報処理システムを通じた迅速な情報提供を行う。
- ・関係行政機関と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。また、巡回指導を通じて、働き方改革関連法の周知を行い、改正貨物自動車運送事業法の遵守の徹底を図る。
- ・巡回指導を通じて、社会保険等の未加入・未納事業者に対し、社会保険等の加入及び保険料の納付の徹底を的確に指導する。
- ・地方実施機関に対する巡回指導の実態調査等により、巡回指導の指針、マニュアルの徹底を図り、評価手法の全国均一化を推進する。
- ・適正化事業指導員の専任化を推進し、地方実施機関の指導体制の強化を図る。

②安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進及び普及促進策の実施

- ・「貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）」について、引き続き関係行政機関や地方実施機関と連携し、円滑な推進を図る。
- ・Gマーク制度の普及促進のため、巡回指導を通じて普及啓発を図り、Gマークラッピングトラック等による広報啓発活動の展開、荷主等に対するGマークの安全優位性についての周知及びGマーク取得事業所に対するインセンティブの拡充に努める。
- ・Gマークステッカーの「有効期限切れ」や「廃車時」の剥離の徹底等、ステッカーの適正な管理を推進する。

③適正化事業指導員に係る研修事業の充実及び更なる資質の向上

- ・全国研修では、実践的な調査技術や専門的知識の修得等、指導実務に即した研修を開催する。特に、特別研修及びスキルアップ研修は、時宜を得たテーマを設定し研修の高度化を図る。
- ・運輸局、運輸支局との官民合同の地方ブロック研修を推進し情報の共有を図り、地域の諸課題について討議を行う。
- ・全国研修を補完する小規模グループ研修では、模擬巡回指導やグループ討議等の実施により、評価手法の全国均一化を図る。
- ・適正化事業指導員の更なる資質の向上を図るため、運行管理者資格の取得を積極的に推進する。

(5) 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

①大規模自然災害発生時における緊急物資輸送体制の確立及び迅速な対応

- ・全ト協「防災業務計画」に基づき、必要な体制整備を推進する。また、これまでの大規模自然災害対応等を踏まえつつ緊急物資輸送体制の確立を図り、迅速な対応に向けて、指定公共機関5社及び各都道府県トラック協会との連携を強化する。
- ・指定公共機関と連携し、国等の関係機関の訓練に積極的に対応する。また、全日本トラック協会と各都道府県トラック協会間の緊急通信体制の整備及び情報伝達の訓練を行う。

- ・トラック運送事業者及び協同組合の自家用スタンドを活用した緊急給油ネットワークの整備を推進する。
- ・大規模自然災害発生時のBCP（事業継続計画）について、ガイドブック等を活用し周知する。

②大規模自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成

- ・会員事業者や都道府県トラック協会役職員等を対象とした研修を開催し、災害物流専門家の育成に努める。
- ・災害物流専門家の育成に当たり、各都道府県トラック協会・会員事業者との連携及び自治体との情報共有のあり方について検討を進める。

(6) その他

①各種広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進及び「広報とらっく」等による会員事業者向け情報提供

- ・地元テレビ局等でのPRのため、労働力確保および業界イメージ向上のためのテレビCM素材を制作し、各都道府県トラック協会およびブロック協会に配布する。
- ・若年者が集う都心部の大型街頭ビジョンや映画館、SA・PAや電車内のデジタルサイネージ等の各種媒体を活用して上記テレビCM素材を放映し、若年労働力確保のための積極的なPRを行う。
- ・機関紙「広報とらっく」（毎月1日・15日発行：年間23回、1回の発行部数55,000部）を発行し、会員事業者が必要とする情報をタイムリーに提供するとともに、関係行政機関等にも業界の活動をPRする。
- ・ホームページやYouTube等の各種デジタル媒体を積極的に活用し、多様化する情報ニーズに幅広く対応する。
- ・10月9日「トラックの日」を中心に全国紙、業界紙、ラジオ放送、ホームページ等各種メディアを活用するとともに、全国统一ポスターを作成・配布するなど、エッセンシャルワーカーとしてのトラック輸送の重要性を広く一般に周知する広報活動を展開する。
- ・荷主等に対しトラック運送業界の現状を訴え、適正取引の推進、標準的な運賃の收受、安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。

②引越事業者優良認定制度の推進と消費者サービス向上に向けた支援

- ・引越事業者優良認定制度の普及促進をし、一般消費者の認知度を向上させるための積極的な周知活動を行う。
- ・一般消費者からの輸送相談に対応するため、関係行政機関、関係団体、法律専門家との連携により、迅速・丁寧な相談対応に努める。また、認定事業者のサービス品質の向上を図るため、お客様対応責任者研修について、相談内容をフィードバックし、相談件数の減少に努める。
- ・引越講習（引越基本講習、引越管理者講習）を開催し、標準引越運送約款や関係法令等、引越管理者として必要な知識の周知徹底を図る。更に、引越講習認定講師の確保・育成に取り組む。

- ・引越繁忙期においてもサービスレベルや輸送品質を保持するため、法人も含め幅広く分散引越の周知活動を推進する。

③全ト協・都道府県トラック協会の会員及び役職員等に対する研修の充実及び能力の開発

- ・新規に採用された若手職員等に対して、トラック運送業界の基本的な知識の習得や現場研修を通じて職員として必要な能力を身につけるための研修を実施し、能力の向上を図るためキャリアアップ制度に関わる検討を行う。

④海外関係団体・関係機関との交流の促進

- ・IRU（国際道路輸送連盟）をはじめとした海外の行政機関及び関係団体等との交流を促進する。

⑤2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

- ・関係機関等との連携を図り、交通需要マネジメント（TDM）、交通システムマネジメント（TSM）に関する情報の収集に努め、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な運営に協力する。